

## 1. 被災住宅用地の特例

### (1) 概要

住宅が建っている土地は、更地や事業所用地に比べ、土地の固定資産税・都市計画税が軽減されていますが、東日本大震災により滅失又は損壊した住宅の敷地（被災住宅用地）について、り災証明書で半壊以上の判定がされている住宅を取壊した場合等に、平成24年度分から平成33年度分まで、その敷地を住宅用地とみなして、住宅用地の課税標準の特例を適用します。

### (2) 特例適用要件（以下のすべての要件を満たすこと。）

- ① 東日本大震災により滅失または損壊した住宅の敷地であること。
- ② 滅失又は損壊した住宅のり災証明書において半壊以上の判定を受けていること。
- ③ 平成23年度で住宅用地の特例（法第349条の3の2）を受けていた土地であること。
- ④ 平成24年度から平成33年度までの各年度の賦課期日（1月1日）において、家屋又は構築物の敷地になっていない土地であること。

### (3) 特例の内容

| 敷地に対し、住宅1戸につき   | 固定資産税     | 都市計画税     |
|-----------------|-----------|-----------|
| 小規模住宅用地（200㎡以下） | 課税標準額を1/6 | 課税標準額を1/3 |
| 一般住宅用地          | 課税標準額を1/3 | 課税標準額を2/3 |

### (4) 特例期間

平成24年度から平成33年度まで（ただし、期間内に事業所用地等にするなどした場合は特例からはずれ、更地に戻しても、再度特例の適用にはなりません。）

### (5) 特例対象者

- ① 平成23年度における被災住宅用地の所有者（共有者を含む。）
- ② 平成23年1月2日から同年3月10日までの間に被災住宅用地を取得した者
- ③ ①又は②からその被災住宅用地を相続した者
- ④ ①又は②からその被災住宅用地を取得した三親等内の親族
- ⑤ ①又は②が法人の場合の合併法人又は分割承継法人

### (6) 提出書類（②～⑤は写し可）

- ① 東日本大震災に係る被災住宅用地に対する特例適用申告書
- ② り災証明書
- ③ (5) ②, ③の場合は、取得又は相続したことを証明する書類→被災住宅用地の登記事項証明書等
- ④ (5) ④の場合は、三親等内の親族であることを証明する書類→戸籍謄本等
- ⑤ (5) ⑤の場合は、合併法人又は分割承継法人を確認する書類→法人登記簿の登記事項証明書等

### (7) 問い合わせ先

富里市 課税課資産税班

TEL 0476-93-0444（直通）